

質 問 回 答 書

提出日 令和8年6月24日

工事等件名		栄緑道庭球場砂入り人工芝化改修工事実施設計業務委託	
施行場所名		新座市新塚地内	
質問 番号	図面 番号	質 問	回答欄
1	積算について	ランドスケープコンサルタンツ協会（CLA）のガイドラインを委託料の積算の基準として採用されている場合、ランドスケープコンサルタンツ協会（CLA）のガイドラインを採用された箇所がどこであるかお示してください。	ガイドライン採用の有無はお答えできません。 実施設計業務については、見積徴収を参考に積算を行っています。 仕様書を御確認の上、適切に見積を行い判断してください。
2	積算について	ランドスケープコンサルタンツ協会（CLA）のガイドラインを委託料の積算の基準として採用されている場合、街区公園として積算されていますでしょうか？可能であればご回答ください。	ガイドライン採用の有無はお答えできません。 実施設計業務については、見積徴収を参考に積算を行っています。 仕様書を御確認の上、適切に見積を行い判断してください。
3	積算について	国交省をはじめ東京都、大阪府や埼玉県の発注案件では、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料として、「積算参考資料」として、金抜きとなっている委託費内訳書の技師ごとの数量（人工）が公表されます。同様の資料がないと、各社が適正に積算することが困難であるため、本案件においてもこれと同様の「積算参考資料」をお示してください。	「積算参考資料」と同様の資料をお示しすることはできません。 実施設計業務については、見積徴収を参考に積算を行っています。 仕様書を御確認の上、適切に見積を行い判断してください。
4	旅費交通費について	旅費交通費について、「1万円未満切り捨て」または「1円未満切り捨て」どちらで算出されていますでしょうか？これらと異なる場合は、切り捨ての単位をお知らせください。	埼玉県土木工事標準積算基準書に基づいています。
5	関係者協議について	関係者協議について委託費の内訳書から抜けていると思われます。別途関係者協議が発生した場合、設計変更または清算が行われると考えてよろしいでしょうか？関係者協議についての積算上の考え方をお知らせください。国交省をはじめ東京都、大阪府や埼玉県の発注案件では、関係者協議は打合せ協議回数とは別途計上するのが通常となっています。設計に必要な調査・調整として計上しません。また関係者協議に係る説明資料の作成についても実施設計の一環と捉えず別途計上するのが通常です。政府が公共調達の「買いたたき」防止を推進する中、実態を考慮した適切な積算方法で予定価格を算出していただけることを願います。	設計に必要な関係官庁等との調整については、特記仕様書第6条(1)のとおりです。仕様書を御確認の上、適切に見積を行い判断してください。 関係機関との打合せについては、同仕様書第7条(2)のとおりです。 回数を超過する場合は、「新座市土木設計等業務委託契約基準約款」（市ホームページに掲載）第18条又は第19条に基づき対応します。
6	貸与資料について	既存の電気、給水、排水設備のデータはCAD形式で貸与可能でしょうか？	特記仕様書第10条に記載のとおり図書は用意があります。図書は紙面のみであり、CAD形式での貸与はありません。

7	改修対象施設について	特記仕様書第4条③に示されている改修対象施設は、既存施設のすべてと考えられます。今回の設計では既存施設を全て取りこわして同じ場所に新たに砂入り人工芝テニスコートを新設することをお考えでしょうか。	改修対象施設は、特記仕様書第4条のとおりであり、実施内容については、特記仕様書第6条(2)のとおり本委託にて検討するものです。
8	敷地境界について	特記仕様書第6条(1)③に示されている敷地境界とは、テニスコートの範囲のことを示しているのでしょうか。また、栄緑道全体の敷地境界を対象としているのでしょうか。	栄緑道全体の敷地ではなく、栄緑道庭球場として供用している範囲を想定しています。
9	貸与資料について	現況のテニスコートの現況平面図(測量図)は貸与いただけますでしょうか。また、現況地盤高の情報は貸与いただけますでしょうか。	特記仕様書第10条に記載のと通りの図書は用意があります。 なお、現況地盤高の情報はありません。